

1 令和 6 年度 看護師による医療的ケア対応状況

(1) 学校生活における対応 ※会計年度任用職員による

時期	対象児童生徒	医療的ケアの内容	看護師対応終了後の 定期訪問（フォローアップ）状況
1 学期	2 校 3 名	導尿 2 名 インスリン注射 1 名	3 校 3 名実施 (気管切開 1 名、導尿 2 名)
2 学期	1 校 2 名	導尿 1 名 インスリン注射 1 名	4 校 4 名実施 (気管切開 1 名、導尿 3 名)
3 学期	1 校 1 名	導尿 1 名	5 校 5 名実施予定 (気管切開 1 名、導尿 3 名、インスリン注射)

(2) 宿泊学習における対応 ※民間事業所への委託による

対象児童生徒	医療的ケアの内容	当日に向けての準備など
3 校 3 名	導尿・膀胱洗浄 1 名 導尿・BIPAP など 1 名 酸素療法 1 名※宿泊のみ	①保護者からの聞き取り ②保護者面談(担任・委託事業所看護師) ③委託事業所看護師による学校訪問

2 体制変更に伴う変更点まとめ

内容	変更前	変更後
方針	明確に共有されていなかった。	児童生徒の「自立と社会参加」を目指した対応。
看護師配置	各学校に配置。児童生徒 1 名につき 1 名の看護師が関わる。	市教委に配置。複数名がローテーションで児童生徒に関わる。
看護師間の 情報共有	1 名配置の場合は看護師研修会などの機会のみ。複数配置の場合は看護師の裁量で適宜実施。	ほぼ毎日（出退勤時など）。週に 1 回程度の市教委でのミーティング。
児 童 生 徒 へ のかかわり	看護師が主となり医療的ケアの対応を行う。学校現場の判断により、医療的ケア以外の対応を行っている状況があった。	教職員と看護師が協働して医療的ケアの対応を行う。担任の方針に沿って自立に向けたサポートを行う。
関連書類の 取り扱い	学校毎に作成する。令和 5 年度から一部共通の様式を使用。配置された看護師が作成・記録を行う。	すべて共通の様式を使用。看護師が情報共有しながら作成・記録を行う。

3 まとめ

- ・体制変更により、最大の懸念である「看護師が確保できないことにより必要な児童生徒に医療的ケアを実施することができない」という事態は回避できつつある。
- ・これまでは各学校に看護師を配置し、現場に医療的ケアの対応を一任していた。定期的な視察や指導医巡回指導などで状況を把握する機会があったが、市教委が状況を十分に把握できていなかった。結果的に教職員が看護師に対応を任せてしまい、医療的ケアに関する理解が進みにくい状況が見られた。また、方針が定まらないことで児童生徒の自立に結び付きにくい対応も多々見られた。本人の「自立と社会参加」を目指すという方針を改めて共有し、対応を見直すことで、本人の意識変容や手技の確立につながるなど児童生徒の成長が見られた。
- ・小中学校では対象者の人数が少なく、引き続き啓発が課題となる。特に入学時は保護者の不安が高まることが考えられるため、市教委が主導して引継ぎなどの場を設定し、学校で安心して過ごせるよう努めていきたい。また、看護師対応が終了した児童生徒についても引き続きフォローアップを継続していきたい。